



育児・介護休業法改正

令和4年4月1日施行



1. 育児休業を取得しやすい『**雇用環境の整備**』からみていきましょう。
育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるように、次のいずれかの措置を講じなければなりません。（※複数の措置を講じることが望ましいとなっています。）

- | | |
|--|--|
| <p>① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全従業員に実施することが望ましいが、少なくとも管理職については研修を受けたことのある状態にすべき | |
| <p>② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業などの相談に実質的に対応が可能な窓口の設置が必要 | |
| <p>③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則男女双方の事例を扱うべきですが、対象者がいない場合は片方のみでもやむを得ない | |
| <p>④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度や事業主の方針を記載したものの配布やイントラネットへの掲載等 | |

2. 妊娠・出産（本人または配偶者）の**申し出をした労働者**に対する『**個別の周知と意向確認の措置**』

周知事項	<p>① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取扱い</p>
個別周知と意向確認方法	<p>① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか （※③、④は労働者が希望した場合のみ）</p>

- 人事担当者などへの申出があった場合、『**個別の周知と意向確認の措置**』が**義務**となります。

上記の『産後パパ育休』は、令和4年10月1日から施行ですが、
例えば、令和4年5月に妊娠の申出を受け、個別の周知・意向確認をします。
出産は令和4年10月1日以降であるケースにおいては、産後パパ育休を利用する際には新しい内容に変更されていますので、10月1日以降の変更内容も含めて周知しておくことが大切です。

3. 『**有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和**』→ 育児・介護休業法規程の見直しが必要

現 行		令和4年4月1日～
<p>（育児休業の場合）</p> <p>(1) 引き続き雇用された期間が1年以上 (2) 1歳6か月までの間に契約が終了することが明らかでない</p>	➔	<p>(1)を撤廃し、(2)のみになります。</p> <p>無期雇用労働者と同様の取扱いです。 ・引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は新たに労使協定を締結することで除外は可能です。ただし、有期雇用者のみ除外する場合は待遇差から不合理と認められることのないよう注意が必要です。</p>





育児・介護休業法改正

令和4年10月1日施行



『産後パパ育休(出生時育児休業)の創設』と『育児休業の分割取得』ができるようになります！

	産後パパ育休 (R4年10月1日～) 育休とは別に取得可能	育休制度 (R4年10月1日～)	育休制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能 (2回分割取得可能)	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで (法律を上回る取り組みの実施 を労使協定で定めれば1か月前 までとすることができます。)	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが 必要)	分割して 2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に 限り、労働者が合意した範囲で 休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を柔軟化 ※夫婦で育休を途中 交代できる	育児開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある場合に限り 再取得可能	再取得不可

改正の内容については、育児介護休業規程等の変更、労使協定の締結、また各種の書式の準備等に対応しなければなりません。令和4年10月1日以降は、育児休業の取得自体が複雑化しますので、雇用環境の整備(職員への研修等)において制度に対する理解を深め、施行後スムーズに対応できるよう準備していきましょう。

雇用環境・均等室：073-488-1170



2022年度診療報酬改定について



基本方針では次の4つの基本的視点が提示されています。①と②が重点課題とされています。

- ①新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築
かかりつけ医等の評価や在宅医療・訪問看護の確保、医療機関と薬局・地域の福祉・行政等との連携
- ②安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進
時間外労働の上限規制の医師への適用への備え、看護職員の処遇改善
- ③患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現
- ④効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上



参考：厚生労働省「令和4年度診療報酬改定について」



1月・2月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 8件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内
開設時間：平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします